∂∂資産税~お役立ち~新聞∂∂

1 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります2 第 40 号(2018 年 12 月)

//≪ - - みなし相続財産とならない死亡保険金 - - ≫//

⁴ [--みなし相続財産とは?--]

相続財産とは、死亡した被相続人が、死亡 の時において保有していた現預金や不動産、有 価証券等の財産を指します。

この相続財産に類似した財産概念として、「みなし相続財産」というものがあります。

「みなし相続財産」とは民法上は本来の相続 や遺贈によって取得した財産でなくても(被相 続人が生前から保有していた固有財産でなく ても)、実質的に相続や遺贈によって取得した 場合と同様の経済効果をもたらす財産です。

本来の相続や遺贈によって取得した財産に 対する課税との公平性を保つ為、みなし相続財 産も相続税の課税対象としています。

みなし相続財産に該当するものには、死亡退職金やこれに付随する功労金、信託受益権等種々のものがありますが、代表的なのは「死亡保険金」です。

🥄 [--死亡保険金--]

死亡保険金、すなわち生命保険契約や損害保 険契約に基づいて、被相続人の死亡を給付理由 として給付される死亡保険金の内、被相続人が 負担した保険料に対応する部分の金額が、みな し相続財産に該当します。

通常、死亡保険金と言えば、生命保険会社や 損害保険会社と締結した保険契約に基づいて 給付されると思いますが、その保険契約の相手 方によっては、同じ「死亡」を給付理由とする 給付金であってもみなし相続財産に該当しな い死亡給付金もあるのです。

🦜 [--みなし相続財産とならない死亡保険金--]

みなし相続財産に該当する死亡保険金とは、 その死亡保険金が「保険業法に基づく生命保険 会社又は損害保険会社」と締結した保険契約に 基づくものです。一般的に締結されている保険 契約の相手方は、保険業法に基づく生命保険会 社や損害保険会社だと思います。

しかし、中には保険業法に基づかない保険業 者と締結している契約も存在します。それが 「認可特定保険業者」と呼ばれる保険業者です。

認可特定保険業者とは、平成17年5月2日 時点において特定保険業を行っていた団体の 内、一定の要件を満たすものとして行政庁によ る特定保険業の認可を受けた一般社団・財団法 人をいいます。

認可特定保険業者は、保険業法に基づく保険 業者ではない為、認可特定保険業者との契約に 基づいて給付される死亡保険金(給付金)も保 険業法に基づくものではないこととなります。

よって認可特定保険業者と締結した保険契約に基づいて給付される死亡保険金(給付金)は、みなし相続財産には該当せず、相続税の課税対象になりません。

では相続税の課税対象とならない当該保険 金(給付金)の課税上の取り扱いはどうなるの でしょうか?

実は当該給付金は受取人の一時所得とされ 所得税の課税対象となる、とされています。

同じ「死亡」を給付理由とする保険金であっても、契約の相手方によって課税関係が全く異なるものもあるので、注意が必要ですね。